

令和 7 年度 国に対する提言事項

令和 6 年 7 月

福岡市

関係各位におかれましては、日頃より福岡市の発展にご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

福岡市は、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略とし、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざして、まちづくりを進めています。

その結果、人口は165万人を超え、企業の立地や創業が進み、元気なまち、住みやすいまちとして国内外から高く評価されております。

一方で、日本国内では、少子高齢化の進展による労働人口の減少、不安定な海外情勢等による原油価格や物価の高騰などが大きな課題となっており、国と地方が総力をあげて、対策に取り組んでいます。

福岡市においては、スピード感をもって新たな時代に果敢に挑戦し、地方から日本を変えるロールモデルの役割を果たす必要があると認識しております。

福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジ「FUKUOKA NEXT」の取組みを着実に進め、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環により、この元気で住みやすいまちをさらに発展させ、将来に引き継いでまいります。

つきましては、令和7年度政府予算等に関して、福岡市が特に重点的に取り組んでまいります次の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

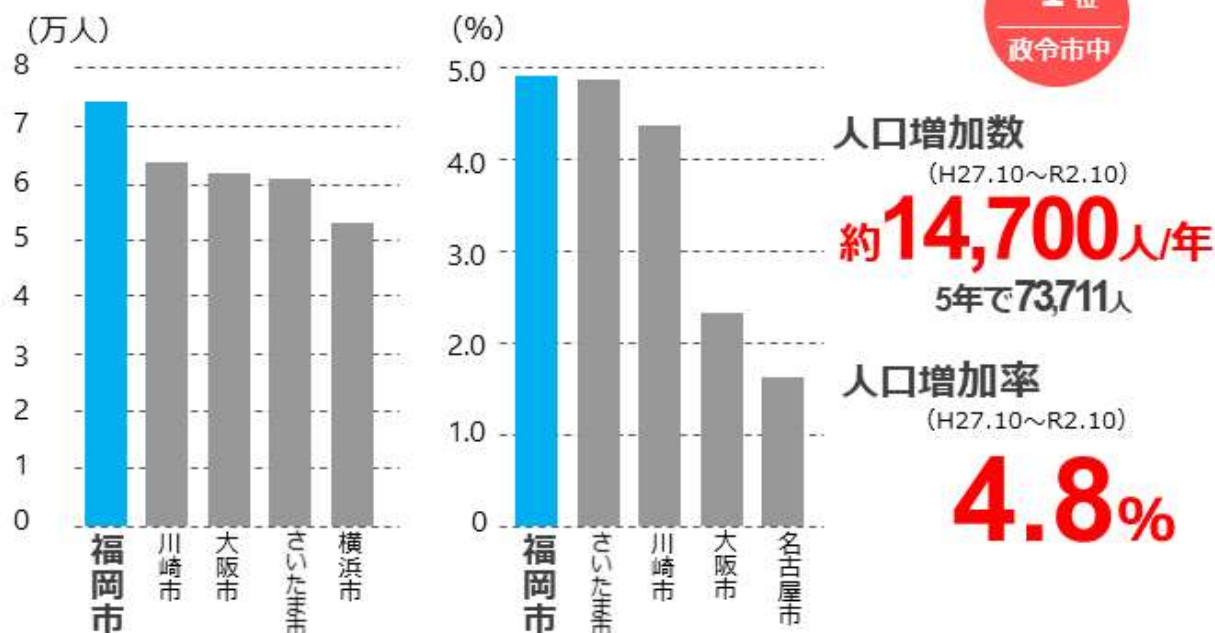
福岡市長 高 島 宗一郎

選ばれるまち FUKUOKA



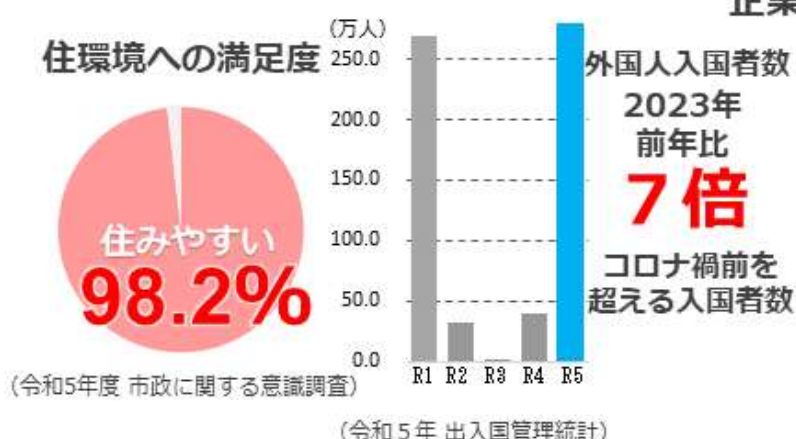
～ 人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市へ ～

人口増加数・人口増加率



(令和2年国勢調査 人口等基本集計)

まちの魅力上昇



企業の進出が多数の雇用を創出！



次のステージへのチャレンジ

- 安心して生み育てられる環境づくり
- 災害に強いまちづくりの実現
- 高付加価値なビジネスや魅力的な都市機能の集積
- カーボンニュートラル実現に向けた取り組み

目 次

I	“人と投資を呼び込む”都市の成長	1
1	国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化〔国土交通省外〕	2
2	福岡空港の機能強化・アクセス強化〔国土交通省外〕	4
3	都市の成長を牽引する博多港と アジアの先進的モデル都市アイランドシティ〔国土交通省外〕	6
4	九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと 学術研究都市づくり〔国土交通省外〕	10
5	福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進01〔資源エネルギー庁〕	12
6	国際金融機能の誘致〔金融庁外〕	13
7	東京圏バックアップ等の推進〔内閣府〕	14
II	“心豊かで、安全・安心な”生活の質の向上	17
1	安心して生み育てられる環境づくり〔こども家庭庁外〕	18
2	サポートを必要とする子どもたちへの支援〔こども家庭庁外〕	20
3	全ての子どもたちの可能性を引き出す 学びの環境づくり〔文部科学省〕	22
4	新興感染症等への対応〔厚生労働省外〕	25
5	福祉・介護サービスの質の向上に向けた取組みの推進〔厚生労働省外〕	26
6	生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置〔厚生労働省〕	28
7	医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立〔厚生労働省〕	30
8	より支援が必要な重度障がい者への支援の強化〔厚生労働省〕	31
9	アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進〔文化庁外〕	32
10	外国人材の受入れ・共生のための取組みの推進〔法務省〕	33
11	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）等による 越境大気汚染対策の推進〔環境省〕	34
12	脱炭素社会の実現に向けた取組み〔環境省外〕	35
13	持続可能なプラスチック資源循環の確立〔環境省外〕	36
14	原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進〔原子力規制庁外〕	38
15	安全で快適な生活基盤の整備推進〔国土交通省外〕	40
16	公共交通バリアフリー化の促進〔国土交通省〕	47
17	D Xの推進〔デジタル庁外〕	48

I “人と投資を呼び込む” 都市の成長

- 1 国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化
- 2 福岡空港の機能強化・アクセス強化
- 3 都市の成長を牽引する博多港と
アジアの先進的モデル都市アイランドシティ
- 4 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと
学術研究都市づくり
- 5 福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進
- 6 国際金融機能の誘致
- 7 東京圏バックアップ等の推進

1 国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化

提言事項

(1) 官民連携による都心部のまちづくりの推進

- ① 民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへの支援
- ② 都心部の魅力向上や回遊性強化に資する取組みへの財政支援

【国土交通省、内閣府】

福岡都心部では、核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区において、良好な都市開発への誘導・支援を進めるとともに、水辺や緑、文化芸術、歴史など、さまざまな資源を活かしながら回遊性の向上を図り、それぞれの地区の連携を高め、都心部の機能強化と魅力づくりに取り組んでおります。

警固断層のリスクがある中、更新期を迎えたビルが多い天神、博多駅周辺地区では、国家戦略特区による航空法高さ制限のエリア単位での特例承認や市独自の容積率緩和などの規制緩和を活用し民間建築物の更新を誘導する「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」により、耐震性が高く先進的なビルへの建替えが着実に進んでおり、新天町商店街においては市街地再開発事業により歴史を継承した商店街の実現や新たな地下通路など、回遊性や利便性向上に資する公共性の高い基盤整備に取り組んでまいります。この機を逃さず、高付加価値なビジネスや魅力的な都市機能を集積させるとともに、川に開かれた水辺のまちづくり「リバーフロントNEXT」など、快適で質の高い回遊空間の創出に取り組んでまいります。

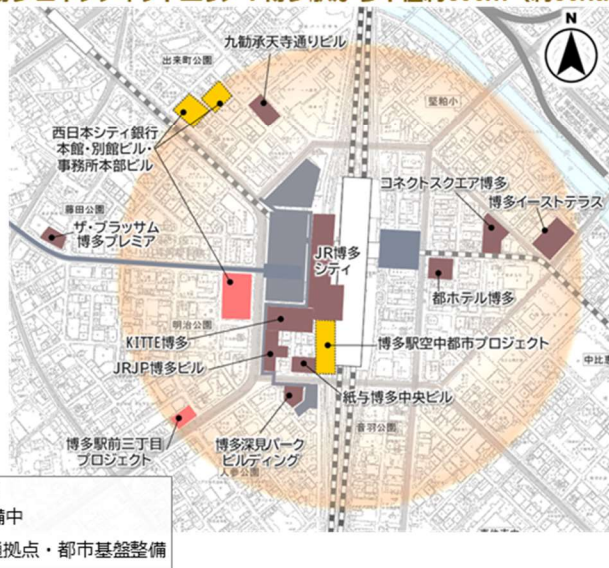
また、ウォーターフロント地区では、コンベンション機能が集積したふ頭基部において、会議場や展示場、宿泊施設等が一体的に配置されたMICE拠点の形成や、海辺を活かした賑わい、憩い空間の創出など、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

今後も、都心部の機能を高め、災害や社会の変化にも強い、国際競争力の高いまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへご支援いただくとともに、都心部の魅力向上や回遊性強化に資する取組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



天神ビッグバンエリア：天神交差点から半径約500m（約80ha）

博多コネクティッドエリア：博多駅から半径約500m（約80ha）



天神2丁目南ブロック駅前東西街区プロジェクト



西街区市街地再開発事業

「新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街」の実現
 ※天神と大名を繋ぐ商店街通路の継承



メルベン通り地下通路

地下鉄ときらめき通りをつなぐ「新たな地下通路」の整備

2 福岡空港の機能強化・アクセス強化

提言事項

- (1) 航空機の安全な運航及び適切な空港運営の確保
- (2) C I Q業務の体制強化・充実
- (3) 空港周辺における環境対策の推進及び地域住民の理解の確保

【国土交通省、法務省、観光庁】

九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たすアジアのゲートウェイである福岡空港においては、滑走路の増設を契機として、空港運営会社を中心に路線誘致に取り組んでおりますが、海外との交流や連携がさらに深まる中、航空機運航にあたっての安全確保や旅客の円滑な受け入れ、周辺地域との共生は重要な課題となっており、次の事項について提言いたします。

- ・羽田空港における航空機衝突事故を受けた安全対策の検討を進め、福岡空港においても、航空会社、空港運営会社とともに再発防止を徹底すること。また、空港運営の安全性や公共性が確保されるよう、国の責任のもと、運営状況の監督・指導や必要な支援など、適切な取組みを講じること。
- ・国際線については、増設滑走路やターミナルの供用により増加する出入国者数に対応するため、入国審査官等のさらなる増員や顔認証ゲートの運用拡大、定期便ダイヤ設定時間に合わせたC I Q業務の時間拡大を図ること。また、要人や高付加価値旅行者などの円滑で迅速な入国のため、動線や審査場所等の柔軟な運用を図ること。
- ・福岡空港は、市街地に位置するが故の航空機騒音問題を抱えており、空港の円滑な運営には、地域住民の理解と協力が不可欠である。長期にわたり騒音が継続する中、かつて防音対策を施した住宅や教育施設等の機能低下も懸念されることから、防音機能の回復や更新の対策を講じること。また、周辺地域の振興と活性化を推進するため、移転補償跡地の利活用など地域のまちづくりに積極的に取り組むこと。今後の騒音対策区域の見直しや更なる空港容量の拡大については、慎重かつ丁寧に地域住民の理解を得ながら進めていくこと。

新空港につきましても、総合的な調査の結果を踏まえ、調査研究されるように提言いたします。

提言事項

(4) 福岡空港へのアクセス強化

①福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進

【国土交通省】

活発な都市活動や人流・物流を支える幹線道路ネットワークの形成を図る上で、広域交通拠点である福岡空港との連携強化は、福岡市として取り組むべき大変重要な施策であります。

このため、福岡空港の滑走路増設などの機能強化を見据え、太宰府方面及び福岡市の南部地域方面から福岡空港へのアクセス強化などを行うため、福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

【事業概要】

名称	福岡高速3号線（空港線）延伸事業
事業者	福岡北九州高速道路公社
事業規模	4車線、延長約1.8km
概算建設費	約470億円



福岡空港利用者の **約4割** が、久留米・佐賀・熊本など、**南部方面** からアクセス



3 都市の成長を牽引する博多港と アジアの先進的モデル都市アイランドシティ

提言事項

(1) 博多港におけるカーボンニュートラルポート形成

- ① カーボンニュートラルポート形成に資する取組みへの財政支援等
- ② 国によるブルーインフラの拡大推進

【国土交通省、環境省】

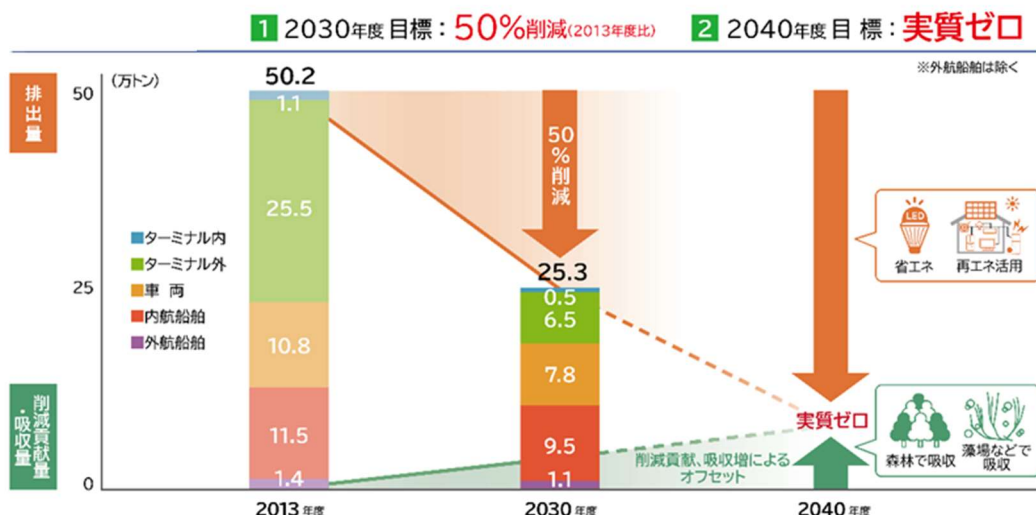
福岡市では、脱炭素社会の早期実現に向け、2040年度の「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指したチャレンジを進めており、その実現に貢献するとともに、国際競争力の強化を図るため、博多港のカーボンニュートラルポート形成計画（港湾脱炭素化推進計画）を令和5年11月に策定し、官民で連携して脱炭素化の取組みを進めております。

博多港全体のCO₂排出量の約3割を占めている船舶については、陸上電力供給設備における船舶側受電設備の国際規格への準拠や整備費用の負担、既存燃料と低炭素・脱炭素燃料との価格差などが課題になっております。

また、CO₂吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現に向け、浚渫土砂を活用した浅場造成・藻場創出など、ブルーインフラの拡大を進める必要があります。

つきましては、カーボンニュートラルポート形成に資する取組みへの財政支援等や国によるブルーインフラの拡大推進について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

■博多港カーボンニュートラルポート形成計画における計画目標



提言事項

(2) 国際海上コンテナターミナルの機能強化

- ① アイランドシティD岸壁の早期整備
- ② 臨港道路整備に対する財政支援
- ③ 港湾運営会社に係る課税標準の特例措置の延長

【国土交通省】

博多港は、国内及び東アジアの主要港の中心に位置し、アジアに最も近い地理的優位性を有しており、九州で取り扱われているコンテナ貨物の約半数を取り扱うなど、福岡のみならず九州全体の市民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしております。

近年、大規模自然災害が頻発しており、地震や高潮時においても、市民生活や経済活動を支える物流機能を維持する必要があります。

さらに、全国的な視点では、2024年問題への対応や代替輸送ルートの確保によるバックアップ体制の強化など、災害に強い海上交通ネットワークの構築が求められております。

このような中、アイランドシティコンテナターミナルにおいては、岸壁背後のヤードを令和5年3月から供用開始しており、残る整備はD岸壁のみとなっております。

一方、ターミナル背後においては、物流施設の立地に必要な基盤整備を着実に進め、ターミナルと一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を図っていく必要があります。

つきましては、アイランドシティD岸壁（耐震強化岸壁）の早期整備や、電源設備の浸水対策、臨港道路整備に対する財政支援及び港湾運営会社に係る課税標準の特例措置の延長について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

■博多港の地理的優位性



■国際コンテナ定期航路（R6.5.1）

44 航路・月間 220 便

北米	1 航路・ 2 便
グアム	1 航路・ 8 便
東南アジア	14 航路・ 60 便
中国	15 航路・ 64 便
台湾	1 航路・ 4 便
韓国	11 航路・ 80 便
ロシア	1 航路・ 2 便

提言事項

(3) 博多港におけるクルーズ受入環境の充実

- ① 安全で円滑な航行環境の確保に向けた中央航路の整備促進
- ② C I Q業務の体制強化・充実

【国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省】

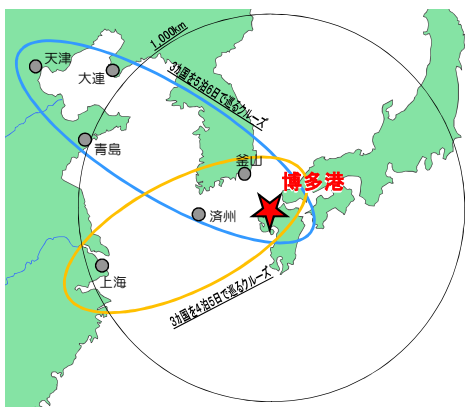
博多港においては、アジアにおける地理的優位性から、韓国・釜山港との国際定期航路が就航しており、また、クルーズ船についても、かつて寄港回数が4年連続日本一を記録するなど、我が国におけるクルーズ拠点港としての役割を担っているところです。

人流については、博多港においても新型コロナウイルス感染症による人の移動の制限等の影響を受けておりましたが、令和4年11月に国際定期航路が、令和5年3月には国際クルーズの寄港が再開しており、本年4月からはアジア最大級のクルーズ船が寄港しております。

クルーズ船については、令和6年の岸壁予約が約200回となるなど、受け入れが回復するなか、船舶の大型化も進み1寄港当たりの乗客数も増加していることから、クルーズ拠点港にふさわしい受入環境の充実が喫緊の課題となっております。

このため、船舶の安全で円滑な航行環境の確保に向けた中央航路の整備促進と迅速な出入国に向けたC I Q各機関業務のさらなる強化・充実などを図られるよう提言いたします。

■博多港の地理的優位性



■アジア最大級のクルーズ船



(スペクトラム・オブ・ザ・シーズ全長 347.1m 約 17 万総トン)

提言事項

(4) アイランドシティ都市基盤施設の整備推進

- ① 住宅市街地総合整備事業の推進
- ② 公共下水道整備に対する財政支援

【国土交通省】

アイランドシティでは、豊かな自然環境と調和した「美しいまちなみ」を創造するとともに、環境に配慮した創エネ・省エネ住宅の供給に取り組むなど、洗練されたアジアのモデルとなる都市づくりを着実に進めております。令和6年3月末現在、約5,400世帯、約15,200人の方が暮らしており、引き続き、約18haにおよぶエリアに約2,000戸の住宅供給などが予定されております。

また、市民生活や経済活動を支える「国際物流拠点の形成」に向け、物流機能の強化・集積にも取り組んでおり、令和6年3月には、九州最大規模のマルチテナント型の物流施設が竣工・稼働しております。これに加え、今後も約21haにおよぶエリアに大規模な物流施設の立地が決定しているところです。

さらなるまちの成熟や良質な住環境の創出、物流機能の強化に向け、引き続き、住宅や物流施設の立地に必要不可欠な道路や公共下水道などの整備を着実に進めてまいります。

つきましては、都市基盤施設の整備推進に向けた財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



4 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと 学術研究都市づくり

提言事項

(1) 箱崎キャンパス跡地のまちづくり

- ① 先進的なまちづくりに向けた取組みへの支援
- ② 都市基盤整備に対する財政支援

【国土交通省、文部科学省】

九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、まちづくりの基本的な考え方などを示したグランドデザイン（平成30年7月）に基づき、最先端の技術革新の導入などにより様々な社会課題を解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East」に取り組んでおります。

また、広大な敷地における土地利用転換のため、南エリアは、UR都市機構による都市計画道路整備とあわせた一体的な開発、北エリアは、福岡市による土地区画整理事業を推進するとともに、九州大学とUR都市機構による、土地利用事業者公募において決定した優先交渉権者と、事業内容の協議を進めております。

つきましては、グランドデザインの実現に向け、先進的なまちづくりへの支援や都市基盤整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



【優先交渉権者の提案概要】

HAKOZAKI Green Innovation Campus

<スマートサービス>



<都市機能>

- イノベーション拠点「BOX FUKUOKA」
- 食のエンタメ交流拠点「フードパーク」
- インターナショナルスクール
- その他（居住機能など）

みどりあふれる交流広場



	～R5	R6	R7	R8～
公団関連	◆用途地域などの都市計画変更(R2) ◆グランドデザイン策定(H30)	提案期間 権優先交渉決定 協議期間	事業用地決定 順次土地引渡し等	
基盤整備	北 土地区画整理事業	南 都市計画道路整備とあわせた一体的な開発		

提言事項

(2) 九州大学学術研究都市づくり

① 伊都キャンパス周辺におけるインフラ整備に対する財政支援

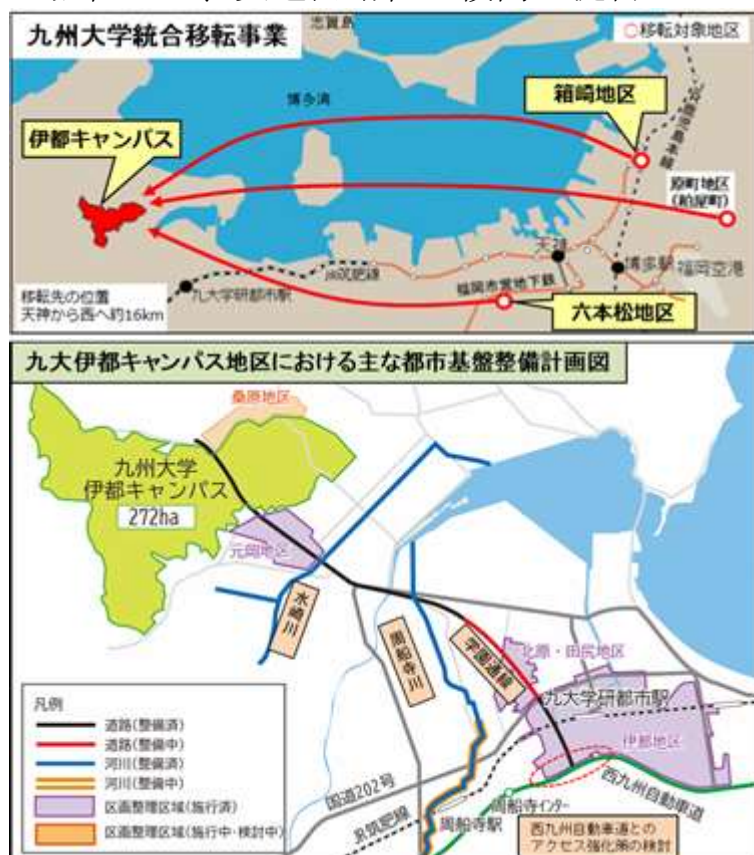
【国土交通省】

世界的水準の教育研究拠点をめざす九州大学の移転を契機として進めてきた学術研究都市づくりは、都市の成長を推進するうえで重要であり、福岡市としまして、「活力創造拠点」の創出に向けて、元岡地区などの伊都キャンパス周辺のまちづくりや、道路・河川などのインフラ整備、福岡市産学連携交流センターや研究開発次世代拠点（いとLab+）などの研究・開発拠点形成に取り組んでまいりました。

平成30年9月に九州大学の統合移転事業が完了し、九州大学学術研究都市づくりは、新たな段階を迎えていますが、今後も、学術研究、人材育成、国際交流等の拠点である九州大学との連携を密に図り、更なる学術研究都市づくりに取り組む必要があります。

つきましては、関連するインフラとして、雨水排水の根幹をなす周船寺川の整備に向けた財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

また、国道202号の渋滞緩和に向けた整備に取り組んでいただいております、引き続き、西九州自動車道を活用した伊都キャンパスとのアクセス強化など、交通円滑化の検討を提言いたします。



学園通線

延長	5,060m
幅員	27~50m
計画期間	H13~R8 年度以降

河川改修事業

周船寺川	
事業延長	4,580m
計画期間	H13~R10 年度

5 福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進

提言事項

(1) FC 商用車普及に向けた重点地域への選定と支援の拡充・新設

- ① 水素ステーション整備費補助金の拡充
- ② 水素ステーションの改修費補助の新設

(2) 「まち」への水素供給パイプライン導入に向けた補助制度の新設

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

福岡市は、第3次産業が9割を占める都市特性から、市民に身近な「まち」への水素実装を進めており、水素の需要と供給両面で普及拡大に取り組んでいます。

具体的には、下水バイオガス由来の福岡市水素ステーションの運営、給食配送車やごみ収集車など社会生活を支える商用車の導入を実施しております。また、九州大学箱崎キャンパス跡地等において、水素供給パイプライン工事に着手し、水素ステーションの整備に向けた検討等を進めております。

更なる FC 車両の導入や検討を進めるにあたって、水素や車両の価格、水素ステーション・水素供給パイプライン等の関連設備の整備費・運営費等に係るコストの高さの課題があります。また、福岡市水素ステーションにつきましては、国から運営費補助をいただきながら営業しているところですが、稼働して10年目となり、経年劣化による改修が必要な状態です。

つきましては、モビリティ水素官民協議会にて検討が進められている FC 商用車普及に向けた重点地域について、福岡市を選定いただき、水素ステーションにおける整備費補助金の拡充や改修費補助の新設、低炭素水素を供給する場合のインセンティブ付与の支援、FC 商用車における軽油との燃料値差支援をいただきますよう提言いたします。

あわせて、水素社会の実現に向けた1つのモデルになるよう、「まち」における水素供給パイプライン整備等への補助制度新設について、特段の配慮を講じられますよう提言いたします。



下水バイオガス由来水素ステーション

6 国際金融機能の誘致

提言事項

- (1) 金融・資産運用特区の指定に伴う拠点設立サポート窓口の運営業務拡充に係る財政支援
- (2) インターナショナルスクールの施設整備に係る財政支援

【内閣府（金融庁）、文部科学省】

福岡市では、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」を設立し、「資産運用業」、「フィンテック」及び「BCP 対応業務」を重点的誘致分野と定め、福岡らしい国際金融機能を集積させるとともに、継続的にイノベーションを創出する国際都市を目指しており、これまで 25 社の誘致に繋げております。更に、金融・資産運用特区では、「アジアのゲートウェイ」「国内屈指のスタートアップ都市」といった福岡市の特性に、特区による規制改革に独自施策を組み合わせることで、誘致や金融機能の強化を加速させてまいります。

福岡市が設置した外資系金融機関等に特化した拠点設立サポート窓口では、人材採用の支援や地元金融機関等とのビジネスマッチング等のほか、新たに海外の関連イベントにおける誘致活動及び特区のプロモーション等の業務の拡充を図る予定です。これらは、資産運用立国実現プランの推進に資する取組みであり、活動の充実のために、窓口運営費用に対する補助金制度の創設を講じられますよう提言いたします。

あわせて、国際金融機能の誘致にあたりましては、医療、教育など、外国人材にとって暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、特に外国人児童生徒に対する充実した教育環境が整備されていることが重要であります。

福岡市におきましては、海外企業や国際機関で働く外国人等の子弟のために、地元経済界及び市、県が協力して設置したインターナショナルスクールがあり、質の高い教育を行っております。今後とも、国際金融機能の誘致を円滑に進めるためには、インターナショナルスクールの更なる充実を図り、増加する教育ニーズに応えることができるよう、環境を整えることが不可欠です。

つきましては、地元経済界や自治体など地域が協力して設置し、かつ国際的な教育認定機関の認定を受けるなど、外国人児童生徒に対して質の高い教育を行うインターナショナルスクールにつきましては、国際金融機能の誘致に大きく寄与することから、その施設整備費用を対象にした補助金制度の創設を講じられますよう提言いたします。

7 東京圏バックアップ等の推進

提言事項

(1) 東京圏に集中する行政中枢機能の バックアップ拠点等を“福岡市”に

【内閣府】

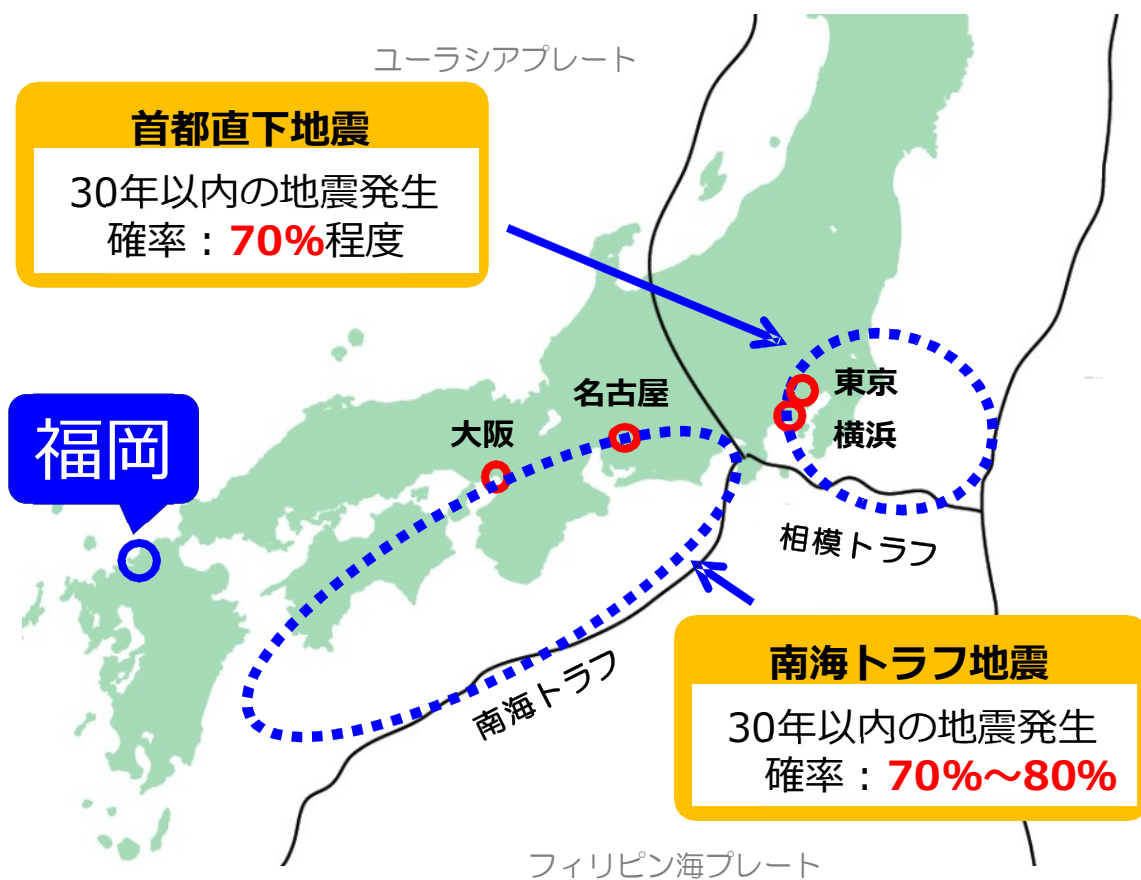
東日本大震災以降、国土全体の危機管理として、大災害が生じた場合でもわが国全体としての政治・経済・社会活動が円滑に行われるよう、東京一極集中の是正に向けた検討が進められてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、超過密都市・東京のハイリスクが顕在化し、一極集中の問題点が再認識されました。

福岡市は、東日本と西日本という視点、太平洋側と日本海側という視点のいずれからしても東京との同時被災の可能性が低いこと、一定の経済機能、都市機能が集積していること、東アジアとの近接性から円滑な連携が可能であること、また、交通機能、ゲートウェイ機能が集積していることなどから、東京圏のバックアップ拠点にふさわしい都市としてのポテンシャルがあると考えています。

また、福岡市には、ICT・クリエイティブ関連産業といった成長産業や大学などの先端学術研究機関の集積があり、アジアとの近接性や全国屈指の優れたビジネス・生活環境を備えており、こうした強みを活かしながら、現在、国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」として、先進的な創業支援の取組みを推進しています。

つきましては、国全体の危機管理体制の構築の観点から、福岡市を政府業務継続に必要な行政中枢機能のバックアップ拠点として選定いただくとともに、福岡市への政府関係機関の移転を推進いただきますよう提言いたします。

南海トラフ及び首都直下地震の 地震発生確率と想定震源断層域



※地震発生確率は文部科学省地震調査研究推進本部による
(算定基準日：令和6年1月1日)

※想定震源断層域は、内閣府首都直下地震対策検討WG及び
南海トラフ巨大地震対策検討WGの最終報告をもとに大まかな場所を示したものの。

Ⅱ “心豊かで、安全・安心な”生活の質の向上

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 サポートを必要とする子どもたちへの支援
- 3 全ての子どもたちの可能性を引き出す
学びの環境づくり
- 4 新興感染症等への対応
- 5 福祉・介護サービスの質の向上に向けた取組みの推進
- 6 生活保護のさらなる適正化及び
生活困窮者支援に対する財政措置
- 7 医療保険制度の抜本的改革及び
国民健康保険財政の確立
- 8 より支援が必要な重度障がい者への支援の強化
- 9 アートを活かしたまちづくり
「Fukuoka Art Next」の推進
- 10 外国人材の受入れ・共生のための取組みの推進
- 11 微小粒子状物質（PM2.5）等による
越境大気汚染対策の推進
- 12 脱炭素社会の実現に向けた取組み
- 13 持続可能なプラスチック資源循環の確立
- 14 原子力発電所の安全確保及び防災対策の促進
- 15 安全で快適な生活基盤の整備推進
- 16 公共交通バリアフリー化の促進
- 17 DXの推進

1 安心して生み育てられる環境づくり

提言事項

- (1) 子育て世帯にかかる経済的負担の軽減
- (2) 多様な保育ニーズへの対応及び質の高い保育の提供のための人材確保等の支援の充実
- (3) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた制度の充実

【内閣府（こども家庭庁）、文部科学省】

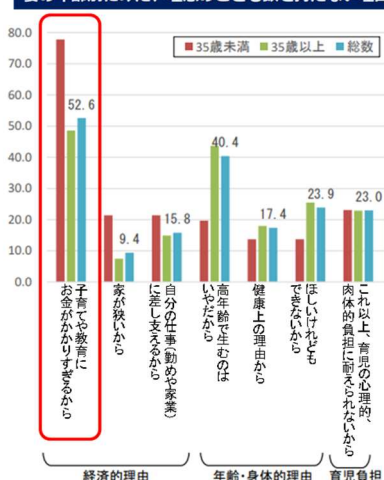
少子化の要因として、将来に対する経済的不安があり、長期にわたる子育ての経済的負担や不安を払拭しなければ、子どもを生み育てるという決断が難しくなっている状況があることから、幼児教育・保育の無償化の対象範囲の拡充及び低所得世帯等を除き保護者負担とされた保育所等の副食費の無償化を提言いたします。あわせて、学校給食費について、所得制限を伴わない公費負担（無償化）を念頭においた持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、必要な財政措置を講じるよう提言いたします。

また、保育所での障がい児や医療的ケア児の受け入れなど、増加する多様な保育ニーズに適切に対応するとともに、質の高い保育を安定的に提供できるよう、奨学金返済支援制度の創設など保育の人材確保策の充実、公定価格の引き上げによる保育士の処遇改善、保育士配置基準の更なる見直しを提言いたします。

さらに、こども誰でも通園制度については、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した人員配置基準の改善や保育人材の確保及び育成に対する支援策を講じるよう提言いたします。

あわせて、その他の「こども未来戦略」に掲げる施策の推進にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるよう提言いたします。

妻の年齢別にみた、理想のこども数を持たない理由



内閣府こども家庭庁設立準備室
「こども・子育ての現状と若者・子育て当事者の声・意識」資料より抜粋

提言事項

(4) 子ども医療費助成に対する統一的な 国の医療費助成制度の創設

【内閣府（こども家庭庁）】

子どもの医療費助成制度は、各自治体がそれぞれ制度設計をしていることで対象年齢や自己負担額など住んでいる地域で格差が生じています。

本来、子どもの医療費助成制度は、国の社会保障制度として全国一律に実施されるべきものと考えます。

全ての家庭が安心して子どもを生み・育てられる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国の責任において、統一的な子ども医療費助成制度を創設するよう提言いたします。

2 サポートを必要とする子どもたちへの支援

提言事項

(1) 障がい福祉サービスの利用者負担軽減

【内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

保護者の収入に依らず、障がいのある子どもが必要な支援を受けられる環境を整備し、社会全体で障がいのある子どもの子育てを支援するために、未就学児及び学齢期の児童が利用する障がい福祉サービスの利用料及び児童発達支援センター等における給食費の無償化を提言いたします。

提言事項

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

- ① 未然防止・早期対応のための取組みに対する財政支援
- ② 校内教育支援教室を運営する教職員の定数化と教育支援センターの運営に対する財政支援
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの正規化と定数化

【文部科学省】

近年、全国的に不登校児童生徒数が増加し続ける中、福岡市においても、令和4年度の小・中学校の不登校児童生徒数は約4,400人となり、その支援の充実に取り組んでいます。

引き続き、子ども一人ひとりに応じた多様な支援を実施することで、誰一人取り残されない学びの保障を、社会全体で実現していくため、以下のとおり提言いたします。

- ・児童生徒の状況を把握するためのアンケート（Q-Uアンケート）の実施など、自治体が行う不登校等の未然防止・早期対応のための取組みについて、国庫補助を新設していただきますようお願いいたします。
- ・福岡市では、全ての中学校に校内教育支援教室を設置し、その運営を担うため、既存の教職員定数を振り替えて、不登校対応を行う専任の教員（教育相談コーディネーター）を配置しています。加えて、校外にも全区計7か所の教育支援センターを設置し、教育委員会事務局職員や非常勤職員等により運営しています。つきましては、不登校対応を行う専任の教員について、全ての中学校区への配置が可能となるよう加配定数の拡充が行われるとともに、教育支援センターの運営にかかる経費について、国庫補助を拡充されるようお願いいたします。
- ・福岡市では、子どもが抱える問題の早期発見・早期対応のため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に週1～2日配置しているところですが、原則、非常勤職員としての任用となっており、人材の確保と専門性の蓄積に苦慮しているところですが、つきましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とされるようお願いいたします。

3 全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの環境づくり

提言事項

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた支援

- ① ICT環境の持続的な整備に必要な財政措置
- ② 学習者用デジタル教科書導入の拡大
- ③ 教育データ活用に向けた取組みへの財政支援

【文部科学省】

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現していくためには、「GIGAスクール構想」により整備したICT環境は、学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものとなっています。

このICT環境を持続可能なものとするために、学校におけるインターネット回線費用、学習プラットフォーム使用料、端末の修繕費用及び家庭学習のためのモバイルルータ通信料について、国庫補助を新設していただくとともに、就学援助制度による家庭学習の通信料への支援についても、実態に応じたさらなる拡充をお願いいたします。

デジタル教科書については、令和6年度から、全ての小中学校に英語が、約5割の小中学校に算数・数学が導入されておりますが、算数・数学の導入を全小中学校に拡大するとともに、その他の教科についても、効果的な活用方法に関する調査研究を引き続き実施していただきますようお願いいたします。

教育データの活用については、国においても検討が進められているところですが、個に応じたきめ細かな指導や、効果的な教育施策の立案等を行うため、各種教育データを可視化し、分析を行う教育データ連携基盤を構築するなど、教育データを先進的に活用する自治体の取組みに対して、財政支援を行っていただきますようお願いいたします。

提言事項

(2) 学校施設の老朽化対策や環境改善に向けた支援

【文部科学省】

福岡市においては、建築後 40 年を経過した市立学校施設が半数を超えており、老朽化した施設の長寿命化や、新しい時代の学びを実現する教育環境の整備などの課題があります。また、学校施設は、福岡市地域防災計画において収容避難所としても指定されていることから、市民の安全・安心を守るためにも早急かつ着実に施設の改修・整備を進める必要があります。

本市においては、これまでも築年数や劣化状況、生活様式の変化に合わせ、大規模改造や外壁改修、トイレの洋式化など安全・安心かつ快適に利用することができる環境の整備に取り組んできましたが、更に、令和元年度に策定した福岡市学校施設長寿命化計画に基づき、築 20 年ごとに必要な改修を実施することで築 80 年使用を目標に施設の長寿命化を図り、特に築 40 年目改修においては、老朽化が原因で発生する不具合の改修に加え、省エネ、バリアフリー、防災機能の強化などの機能向上を進めています。

しかし、増加していく施設の改修・建替え等には多額の事業費が見込まれ、取組みが滞った場合には老朽化による事故等の危険性の増大や教育環境の悪化のほか、将来の経費の増大や災害時の避難所としての利用が困難となることも懸念されます。

つきましては、長寿命化改良事業における優先採択措置の継続や補助率、補助単価の引き上げ、予防改修事業における上限額の引き上げ等、各種補助制度を見直し・拡充されるよう提言いたします。

老朽化したトイレ



洋式化・乾式化



段差のある昇降口



スロープ設置



提言事項

(3) 医療的ケア児の学校での受入れに関する支援の充実

【文部科学省】

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、学校において医療的ケア児に対して教育を行う体制の充実のため、必要な措置を講じることが地方公共団体の責務とされております。

福岡市においては、令和6年度は特別支援学校6校に37名、小学校18校に26名、中学校5校に5名の学校看護師を配置し、各学校に学校指導医を委嘱するなど、特別支援学校に加え、小中学校においても医療的ケア支援体制を整備し、保護者の負担を軽減してきたところです。

引き続き、対象児童生徒の増加に伴い医療的ケア児を安定して受け入れることができる体制づくりとして、人工呼吸器を使用する高度な医療的ケアへの対応、校外における医療的ケアの実施に加え、特別支援学校へ福祉タクシー等で送迎を行う通学支援など、保護者負担の軽減に取り組んでいく必要があります。

医療的ケア児の学校での受入れを充実させるためには、多くの看護師を安定して雇用する必要があることから、「医療的ケア看護師配置事業」の助成制度の更なる拡充をしていただくとともに、通学支援のための車両借上げ料について国庫補助を新設されるよう提言いたします。

4 新興感染症等への対応

提言事項

(1) 感染予防・拡大防止対策の強化

- ① 新興感染症等に対するサーベイランス体制の強化
- ② 感染拡大時における実行性のある検疫体制の確保
- ③ 今後の新興感染症等の発生に備えた体制強化への支援
- ④ 新興感染症等発生時に自治体が実施する感染症対策への財源措置

【厚生労働省、法務省】

福岡市においては、令和5年度に策定した「感染症予防計画」等に基づき、健康危機管理体制の強化に取り組んでいるところです。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の新興感染症等への対応に関し、以下のとおり提言いたします。

- ・福岡市はアジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしている福岡空港や博多港が立地し、国際的な人流の拠点となっていることから、海外から流入する新興感染症等をいち早く把握し、国内での発生・まん延を防止するため、福岡市において、国が令和7年4月に設置する国立健康危機管理研究機構との連携も含めた新興感染症等に係るサーベイランス体制の強化を図ること。
- ・新興感染症等の感染拡大時の水際対策について、その時々での政治判断や経済の状況等によらない速やかな対処が非常に重要であることから、国においてあらかじめ入国制限に関する一律の基準やルールを策定するなど、実行性のある検疫体制の確保を図ること。
- ・新興感染症等の発生に備えた自治体における訓練や物資の備蓄、医療機関でのICTの利用促進、医療機関や介護施設等における感染対策や人材育成など、平時からの体制強化について、財政措置をはじめとする必要な支援を行うこと。
- ・今後の新興感染症等の発生時においても、従来どおり国の責任において感染症対策を講じるとともに、自治体が実施する感染症対策については、全額国費による財源措置を講じること。

5 福祉・介護サービスの質の向上に向けた取り組みの推進

提言事項

(1) 介護人材確保のための財政支援の拡充及び処遇の改善

- ① 経営支援やD X推進のための専門人材の派遣、テクノロジー導入費用の更なる拡充
- ② 介護従事者の処遇改善

(2) 特定技能2号の対象分野への介護の追加

(3) 政令指定都市に地域医療介護総合確保基金を国から直接配分し、使途を柔軟化

(4) 小規模多機能型居宅介護等の普及・促進

【厚生労働省・法務省】

福岡市では、人生100年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちを目指すプロジェクト「福岡100」を推進しています。

将来にわたり高齢者が増加し、生産年齢人口が減少する社会において、介護サービスを安定的に提供し続けるためには、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

そこで、労働集約型産業である福祉・介護サービス事業に対し、経営改善等の支援を行うことは、働きやすく魅力ある業界を形成することにつながるため、福岡市では、様々な課題を抱える個々の事業所へのコンサル派遣やICT等の導入支援など、きめ細かな支援による経営改善やD X推進に取り組んでいます。つきましては、より多くの事業所に支援が行き届くよう、専門人材の派遣事業の創設やテクノロジー導入費用に対する財政支援の拡充を行うとともに、介護職員等処遇改善加算の更なる充実など介護支援専門員も含めた介護従事者の処遇の改善を図られますよう、提言いたします。

また、市内の多くの事業所において外国人介護人材の雇用への関心が高まっていますが、実際の雇用は進んでいない状況にあります。このような中、福岡市においては、新規就労を支援するため、日本で最大5年間就労可能な特定技能1号と介護事業所とのマッチングや、介護事業所への定着促進のための地域との交流会等を行うとともに、貴重な労働力を確保し、外国人留学生のニーズにも応えるため、介護分野の外国人留学生の労働時間制限に関する規制緩和提案を行った

ところです。つきましては、更なる外国人雇用につなげるため、外国人介護人材がより長く働けるよう、特定技能２号の対象分野への「介護」の追加を、提言いたします。

さらに、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を一部活用して介護人材確保事業に取り組んでいるところですが、福岡市は、人口が多く、介護サービス事業者の指定権限がある政令指定都市であり、地域の実情に精通している介護保険者でもあることから、より効率的・効果的な財源の活用ができるため、政令指定都市に直接配分くださいますよう、提言いたします。

これらに加え、地域包括ケアを進めるにあたり、在宅での生活を支えるサービスとして、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及・促進が課題となっています。令和６年度の介護報酬改定にあたり、様々な対応が図られたところですが、引き続き、国の責任において、報酬改定に関する効果検証を行うとともに、運営基準の緩和や財政支援の充実などの普及・促進策を講じていただきますよう提言いたします。

6 生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置

提言事項

(1) 生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置

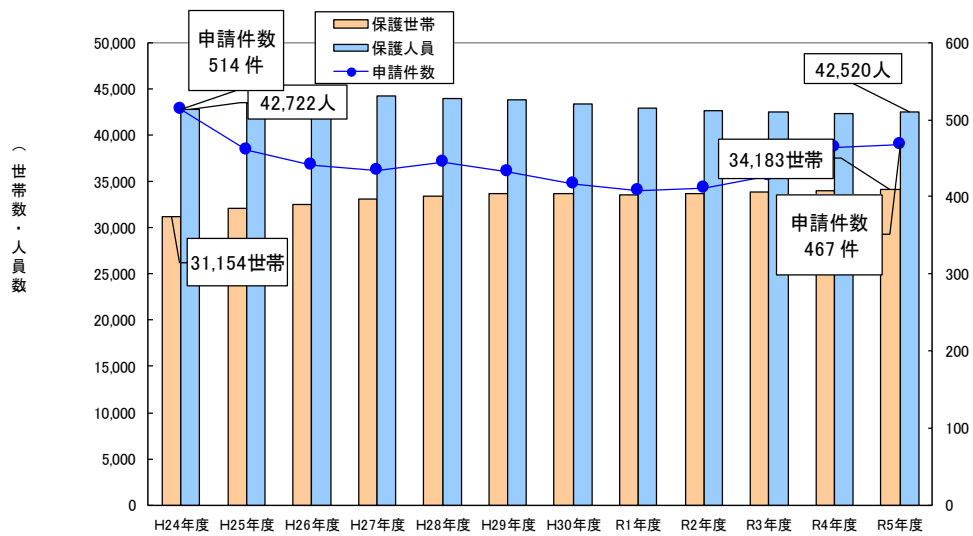
【厚生労働省】

生活保護のさらなる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、生活保護法第29条による調査に対する金融機関などへの回答の義務付けなどについて、引き続き地方自治体の意見を踏まえて制度全般の検討を行い、法改正を行うとともに、地方自治体が実施する生活保護適正化事業に要する経費の全額国庫補助など、必要十分な財政措置を講ずるよう提言いたします。

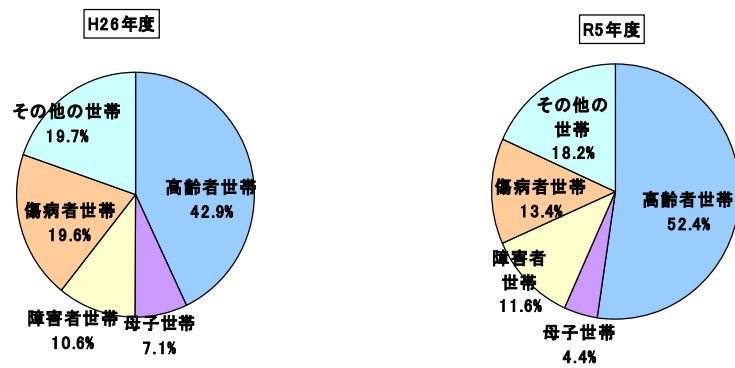
また、生活困窮者自立支援制度において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を行うためには、きめ細かな対応が必要であることから、地方自治体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、自立相談支援事業や住居確保給付金、任意事業などに要する経費の全額国庫負担など、国の責任において必要十分な財政措置を講ずるよう提言いたします。

福岡市の生活保護について

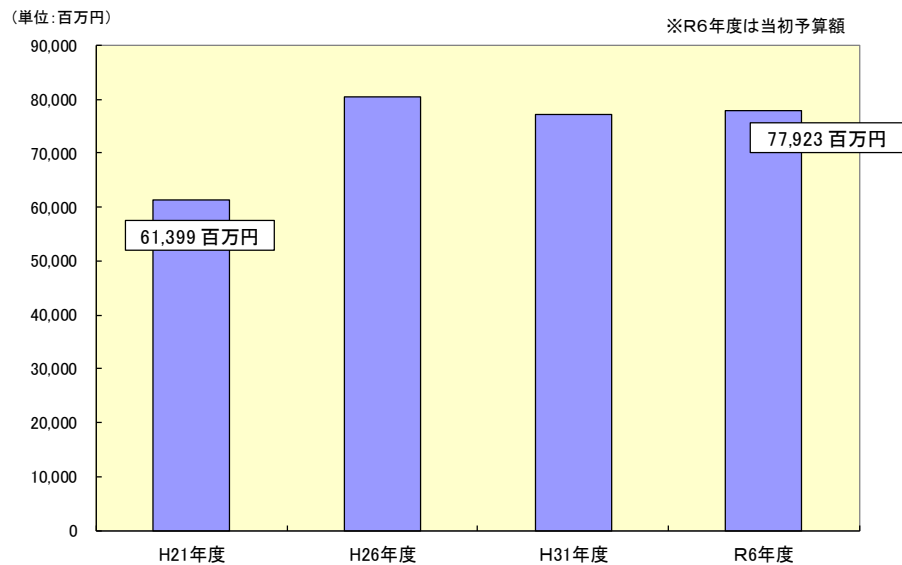
1. 生活保護の概況 ※数値は月平均値



2. 世帯類型の変化



3. 生活保護費決算額の推移



4. 生活保護申請件数の比較 (前年同月比)

	R5年	R6年	対前年増加率
3月	450件	413件	-8%
4月	458件	538件	17%

7 医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立

提言事項

(1) 医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立

【厚生労働省】

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入していない人の最後のセーフティネットであるため、他の医療保険に比べて、高齢者が多く医療費水準が高いことや低所得者が多く所得水準が低いことから、保険料負担が重くなるなどの構造的な問題を抱えており、財政基盤は脆弱なものとなっています。

さらに、高齢化の進展や医療の高度化により、医療費や後期高齢者支援金等が増加し、被保険者の保険料負担は年々重いものとなっています。

このため、財政運営の健全化に懸命に取り組んでいるところですが、国民健康保険制度の構造的な問題の解決が急務であるため、制度の安定化に向け、次の事項について提言いたします。

- ・ 国民健康保険と他の医療保険制度との更なる負担の公平性を図り、長期的に安定的で持続可能な医療保険制度とするため、医療保険制度を一本化するなどの抜本的改革を早急に実現すること。
- ・ 制度改革にあたっては、必要な財政措置を講じるなど国民健康保険の負担増につなげることがないように配慮すること。
- ・ 一本化が実現するまでの間は、国民健康保険の構造的な問題の抜本的解決のため、国庫負担率の引き上げなどによる財政措置を直ちに実施すること。
- ・ 高所得者の保険料が賦課限度額により頭打ちとなるため、中間所得者層の保険料負担が重くなり、公平な保険料負担となっていない。このため、賦課限度額について、段階的に引き上げること。また、後期高齢者支援金、介護納付金及び新設される子ども・子育て支援納付金に係る賦課限度額は、特に被保険者の受益との関連性を慎重に吟味し、国民の理解を得られるよう丁寧に周知すること。
- ・ 社会経済情勢の変化や介護納付金の増加などにより被保険者の負担が増す場合は、保険料負担が抑制される措置を講じること。

8 より支援が必要な重度障がい者への 支援の強化

提言事項

(1) 地域における重度障がい者の居住の場の確保や 医療的ケアなどが必要な障がい者などへの支援 の強化

- ① グループホームにおける適正な人員配置基準等の設定
- ② 医療的ケアなどが必要な障がい者への支援の拡充

【厚生労働省】

福岡市においては、グループホームの設置自体は増加傾向にありますが、重度障がい者に対応できる人材が確保できないことなどから、重度障がい者の受け入れが進んでいない状況です。

重度障がい者の住居となるグループホームの整備において、福岡市では、令和2年度から障がい支援区分6を受け入れる事業者に対して、生活支援員等の職員加配費用相当額の補助を開始し、令和4年度からは区分4、5の強度行動障がい者まで対象を拡大し、より一層の運営支援を行っているところですが、本事業は、国が定める報酬を補完するものです。

令和6年度報酬改定において、重度障がい者等の受入れに対する評価がなされたところですが、今後も国において、報酬改定後の実態把握・課題分析を行い、重度障がい者に対し、必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準とするとともに、その人員配置が可能となる適正な報酬の設定をされるよう提言いたします。

また、日中サービス支援型の全国的な不祥事があったこともあり、支援内容等に関する指針を策定するとともに、職員の資格要件を設けるなど事業所指定の要件を厳格化して、適切な支援ができる事業所が指定される仕組みを作られるよう提言いたします。

生活介護や短期入所などを行う事業所においては、医療的ケアが必要な障がい者や強度行動障がい者、重症心身障がい者からの利用ニーズがあるにも関わらず、専門職の配置ができないため、利用者の受入れを断らざるを得ないといった状況があります。特に医療的ケアにおいては、市のアンケートでは看護師でないと実施が難しいという意見が多く、令和6年度報酬改定において、医療的ケアや強度行動障がい者への支援体制の充実が図られたところではありますが、国において報酬改定に関するモニタリングを行い、支援内容や支援者の実態把握・課題分析をした上で、必要な制度の見直しや財源措置を講じることを提言いたします。

9 アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進

提言事項

- (1) アーティストの成長支援に係る財政支援等の拡充
- (2) アート産業の活性化に向けた税制改正や規制緩和
 - ① アート投資促進に向けた税制改正（寄付税制、相続税の優遇措置）
 - ② レジデンス事業参加の海外アーティストの販売活動の要件緩和

【文部科学省（文化庁）、財務省】

福岡市は、令和4年度から、彩りにあふれたアートのまちを目指し、「Fukuoka Art Next」を推進しています。

市民が身近にアートに触れる機会を創出するとともに、スタートアップ都市としての強みを活かし、新しい価値の創造にチャレンジするアーティストが成長し活躍できる環境づくりに取り組んでおり、福岡市美術館周辺に位置する旧中学校校舎を活用し、令和4年9月にアーティストの成長・交流拠点「アーティストカフェ」を開設し、レジデンス事業の活動拠点としても活用していますが、アーティストから更なる施設の機能拡充を要望する声も多くあるため、令和6年度は、校舎の未利用部分（北校舎）の活用可能性について検討していくこととしております。

また、アート産業の活性化を図るため、国において規制緩和された保税地域を活用し、アートフェアを開催するなど、産学官が連携して、アート分野におけるスタートアップ推進に取り組んでいるところで

す。つきましては、アーティストの活動拠点となるアーティストカフェの整備や運営にあたり、施設改修や維持管理、レジデンス事業にかかる費用への財政支援の拡充等、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

また、海外同様の税制度に係る優遇措置導入の検討やレジデンス事業に参加する海外アーティストの作品販売活動の要件緩和など、アート産業の更なる活性化に向けて、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

10 外国人材の受入れ・共生のための取組みの推進

提言事項

- (1) 外国人材の受入れ・共生に関する施策の国による主体的な実施
- (2) 外国人材の受入れ・共生に関する地方自治体の取組みへの支援及び必要な財政支援
- (3) 外国人材が大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするための必要な措置

【法務省】

特定技能、技能実習を始めとする在留資格の制度の見直しにより、外国人とその家族の増加も見込まれる中、在住外国人が孤立することなく、安心して生活できる環境を整備することが、より一層、重要となっております。

これまで福岡市におきましては、国により示されている「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、多言語による情報提供や、相談窓口の設置、外国人住民との交流支援などの取組みを進めてまいりましたが、これらの取組みのさらなる充実や、継続的な実施とともに、感染症の流行や大規模災害の発生時などにも対応できるよう、多言語対応の充実や相談機能の強化が求められております。

つきましては、外国人材の受入れ・共生に関する施策については、引き続き、国において主体的に実施されるとともに、地方自治体がその事務の一部を担う場合は、地方自治体の取組みに対し、財政支援を含めた必要な措置を講じるよう提言いたします。

特に、財政支援につきましては、地方自治体が地域の実情に応じてワンストップ型の相談窓口の拡充・運営以外にも活用できるよう、外国人受入環境整備交付金の交付対象事業の拡大かつ上限額の引上げ、もしくは新たな交付金制度の創設など、特段のご配慮をお願いします。

また、市民や地元企業のグローバル化を進める観点からも、外国人材の確保は地方でも重要な課題であり、都市間競争が激しさを増す中、外国人材がより高い待遇を求め、東京をはじめとする大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするため、地方の外国人材を雇用する事業者への、助成金の充実を含めた支援拡充など、実効性の高い措置を講じられますよう提言いたします。

11 微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による 越境大気汚染対策の推進

提言事項

- (1) PM_{2.5}に関する広域的な予測システムの高度化
- (2) 健康影響に関する知見の集積及び情報発信
- (3) 越境大気汚染物質の発生抑制に向けた対策の推進

【環境省】

国の暫定指針に基づくPM_{2.5}の予測については、広域的な濃度予測を示すシミュレーションモデルが併用されていないことから、濃度の急上昇などの動向を予測できず、精度の改善が必要と考えられます。

また、PM_{2.5}の健康影響については、暴露濃度や成分との間に一貫した関係が見出されておらず、感受性にも大きな幅が存在すると考えられています。

さらに、光化学オキシダントについて、近年の「光化学オキシダント注意報」発令の要因は、越境大気汚染によるものと判断されています。

つきましては、PM_{2.5}の広域的な予測システムの高度化、健康影響に関する調査研究などによる、さらなる知見の集積及び国民に向けたより分かりやすい情報の発信に取り組んでいただくほか、PM_{2.5}や光化学オキシダントなどの大気汚染物質について、汚染機構の解明を進め、その発生及び飛来を抑制するための国際的な対応を引き続き進めるなど、実効性のある対策に取り組んでいただくよう提言いたします。

12 脱炭素社会の実現に向けた取組み

提言事項

- (1) 建築物の ZEB 化等の加速に向けた財政支援の拡充
- (2) 次世代型太陽電池の実装に向けた財政支援の充実
- (3) 電気自動車等導入及び充電設備への補助の拡充

【環境省、経済産業省、国土交通省】

福岡市は脱炭素社会の実現に向け、「2040 年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、2030 年度における市域の温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比で 50%削減とし、省エネや再エネ導入の推進等の取組みを進めており、直近 2021 年度の温室効果ガス排出量は 635 万トンと 2013 年度比で 30%削減しております。

目標の達成に向けては、最大の排出部門である業務部門への対策、中でも省エネ性能等が長期に渡って固定される建築物への対策が重要であり、福岡市においては「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」によりビルの建替えが進むこの機を逃さず、建築物の ZEB 化等を進めることが不可欠ですが、多額の費用が障害となり建替を躊躇しているとりわけ中小企業に対する財政支援が必要です。

また、再エネ設備については、太陽光発電設備の導入が一定進捗していること、集合住宅率が約 78%と政令指定都市で最も高いことなどから、年間の再エネ設備の新規導入量は減少傾向にあります。

こうした中、更なる再エネの導入拡大を図るためには、令和 7 (2025) 年に実用化が予定されており、軽量かつ柔軟で建築物の壁面や特殊形状の屋根等にも設置可能な国産の次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の社会実装を速やかに進めていく必要があります。

加えて、自動車部門においては、福岡市でも導入費用の補助等により車両の脱炭素化を促進しているところですが、人口増加に伴う自動車の保有台数の増加等により、自動車部門の排出削減は家庭・業務部門と比べて進んでおらず、ガソリン・ディーゼル車よりも依然として割高である電気自動車等の普及拡大のためには、導入費用のさらなる負担軽減が必要です。また、車両の普及だけでなく、充電環境の充実を図ることも重要ですが、充電設備への国補助については、補助枠を上回る交付申請がなされており、さらなる予算の確保が肝要です。

つきましては、建築物の ZEB 化等の加速に向けた財政支援の拡充、都市型地産地消創エネモデルの形成にも繋がるペロブスカイト太陽電池の実装に係る財政支援の充実、電気自動車等の導入や充電設備の設置に対する補助の拡充について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

13 持続可能なプラスチック資源循環の確立

提言事項

- (1) 拡大生産者責任の強化
- (2) 再商品化に係る処理能力の確保
- (3) 分別収集に係る財政措置

【環境省、経済産業省、総務省】

地球温暖化対策の観点から廃棄物の焼却にかかる温室効果ガスの排出を抑制するため、化石資源を原料とするプラスチックの資源循環の確立が重要となっております。

福岡市では、現在、令和8年度以降のプラスチック廃棄物の効果的な回収・再商品化体制の構築に向け、モデル事業を実施し、費用負担の増加等、種々の課題を踏まえながら、検討を行っているところでございます。

令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律による枠組みでは、プラスチック容器包装廃棄物を除くプラスチック使用製品廃棄物の再商品化にかかる費用は、すべて市町村の負担とされています。

また、福岡市においては、近隣にリサイクル施設が存在せず、プラスチックの再商品化にあたっては、運搬に伴う多大な費用や環境負荷が想定されます。

さらに、分別収集には、収集運搬費用等の多大な費用を要するため、特別交付税措置を行ってもなお市町村の負担が過大となることが見込まれます。

つきましては、次の事項について、対応を講じられるよう提言いたします。

- ・拡大生産者責任の原則に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化にかかるすべての費用を事業者負担とするとともに、発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、費用が製品価格に内部化される仕組みを検討すること。
- ・プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に際して、リサイクル設備の効率性の向上や地域の実情を踏まえた処理能力の確保に取り組むこと。
- ・プラスチック使用製品廃棄物の効果的な回収体制の構築に向けて、分別収集に伴う市町村の費用負担が過大とならないよう更なる財政措置を講じること。

14 原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進

提言事項

(1) 施設の安全確保

- ① 事故原因の徹底究明とそれを踏まえた総点検の実施
- ② 新規制基準による徹底した安全・防災対策の確立

(2) 防災対策の推進

- ① 国の責任を基本とする災害時における対処体制及び防災資機材の拡充整備

(3) 情報公開の徹底と原子力政策への 国民の理解促進

(4) 原子力災害及び放射能等に関する知識の 普及・啓発

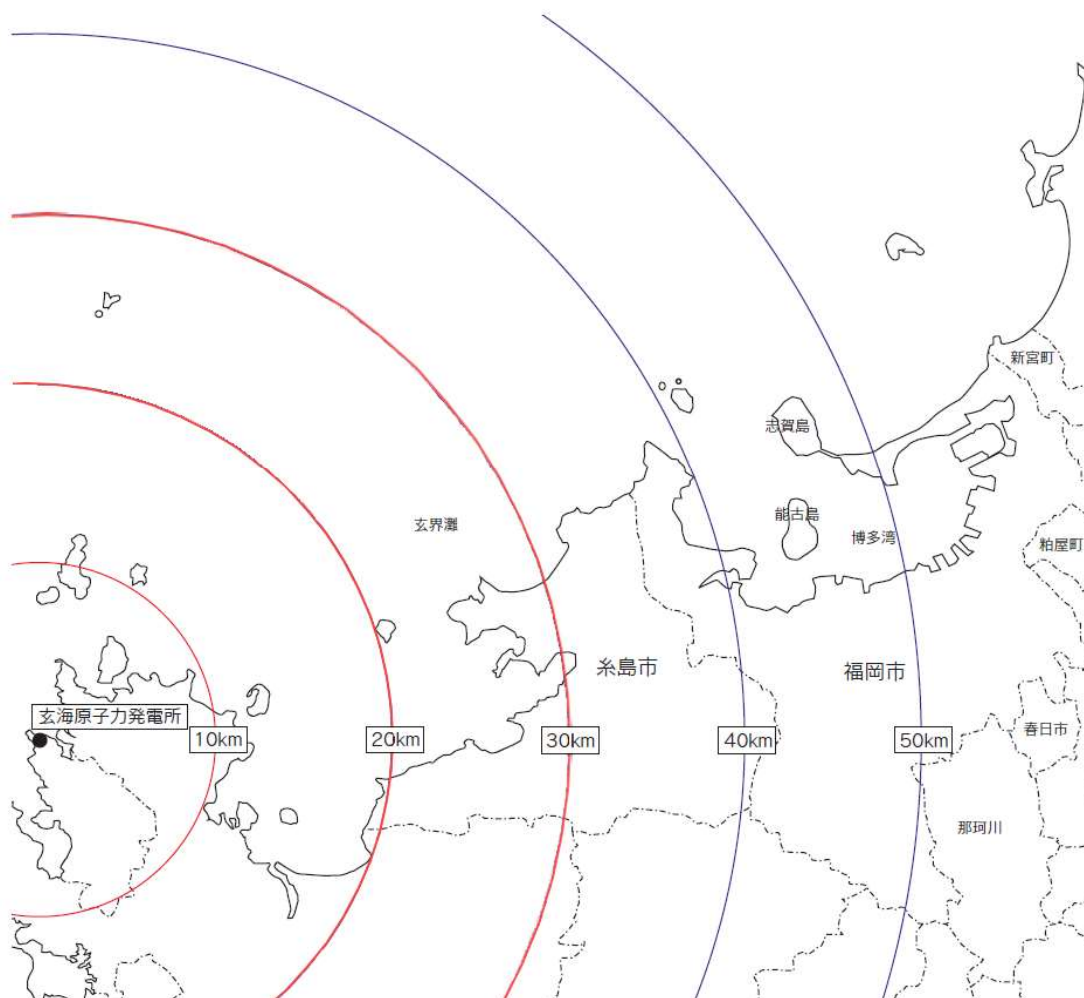
【環境省（原子力規制庁）、内閣府】

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、ひとたび原子力災害が発生すれば、放射性物質の放出等、直接的に影響を与える地域も広範囲に及び、大規模かつ長期的な避難対策が必要となるなど、全国の住民生活と自治体運営に深刻な影響を及ぼすことが明らかとなりました。

国におかれましては、この事故を踏まえ、原子力発電所の安全及び住民生活の安全・安心を確保していくため、標記事項について、万全の施策を講ずるよう強く要請します。

また、原子力災害対策を行う自治体が着実かつ効果的に対策を推進するための財政支援について、早急な対応を講じられますよう提言いたします。

玄海原子力発電所からの位置関係図



15 安全で快適な生活基盤の整備推進

提言事項

(1) 総合的な治水対策の推進

- ① 都市基盤河川及び準用河川改修事業の推進
- ② 主要二級河川改修事業の促進
- ③ 公共下水道による雨水排水機能等の強化

【国土交通省】

都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や、平成 29 年度以降、福岡県内において、大雨特別警報が 6 回発表されるなど、福岡市でも多発する集中豪雨により浸水被害が発生していることから、河川改修による治水対策及び公共下水道の機能強化は、市民の生命と財産を守るうえで、緊急かつ重要な課題であります。

河川におきましては、平成 21 年の集中豪雨で甚大な浸水被害を受けた多々良川や周船寺川をはじめとして、治水対策の根幹である二級・準用河川の早期改修が強く望まれております。

また、下水道におきましては、特に地下空間の利用が高度に発達し、都市機能が集積している天神周辺地区において、雨水整備レベルを引き上げ、貯留浸透施設を導入した浸水対策を分流化と連携して積極的に進めております。

つきましては、河川改修事業の推進及び公共下水道の雨水排水機能等の強化による、総合的な治水対策の推進について提言いたします。

提言事項

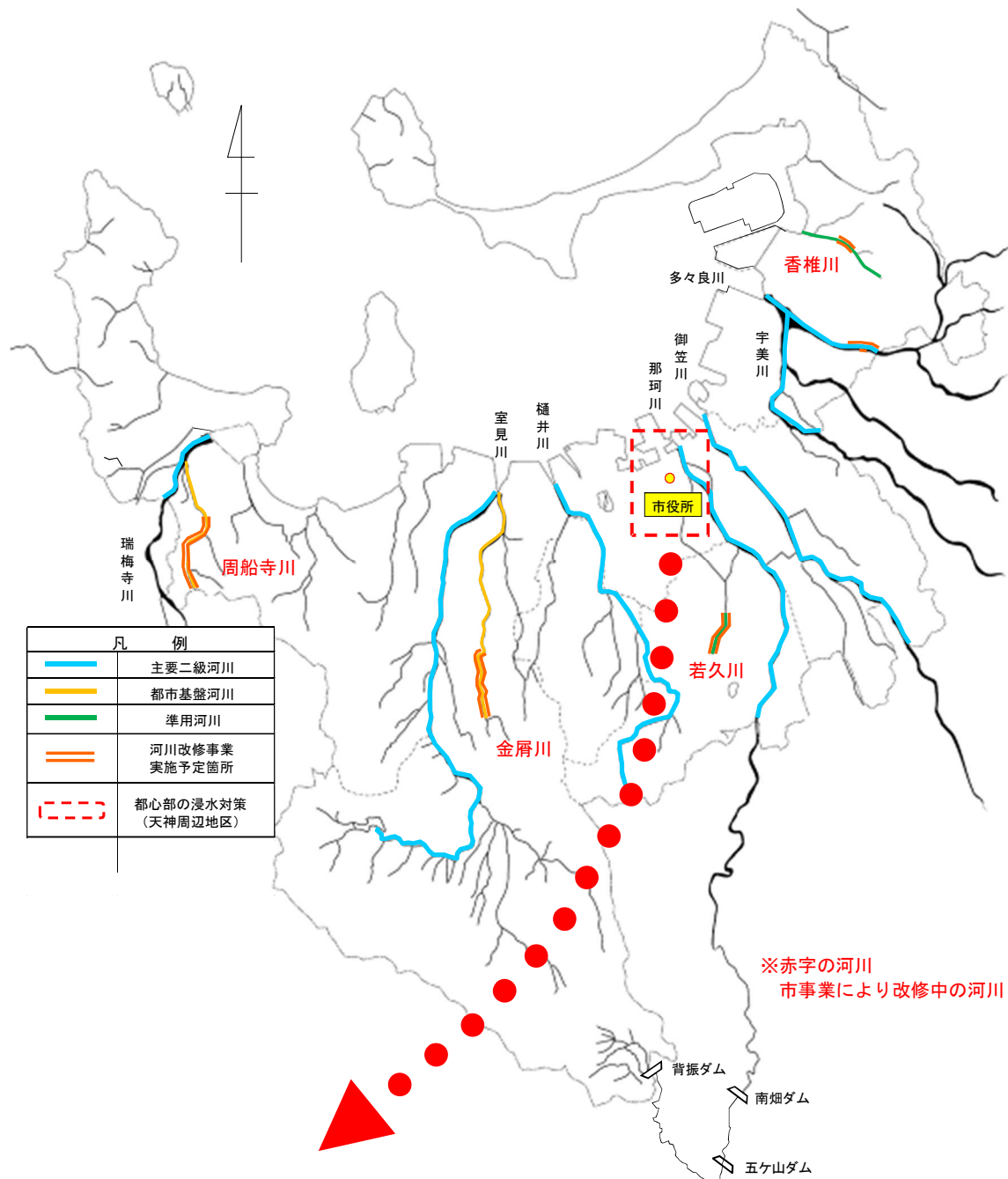
(2) 下水道事業の国庫補助制度の拡充

- ① 下水道施設の改築等に対する財政支援の継続及び制度の拡充

【国土交通省】

下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除に必要不可欠かつ重要な社会基盤施設として都市の成長を下支えし、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業であります。

つきましては、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する財政支援を継続するとともに、今後、増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、国庫補助制度の拡充について提言いたします。



<天神周辺地区の浸水対策>

1. 目的

天神周辺地区は、地下空間が高度に発達し、都市機能が集積しているため、雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」により、浸水安全度の向上を図る。

2. 事業概要

- ・対象地区（全体計画） 約 260 h a
- ・整備水準（全体計画） 79.5mm/h r

福岡市 事業河川	
河川名	事業年度
香椎川	H26～R7
若久川	H31～R9
金屑川	S46～R19
周船寺川	H13～R10

提言事項

(3) 幹線道路ネットワークの整備推進等

- ① 国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）立体化の整備推進
- ② 重要物流道路整備及び道路の老朽化対策の財政支援

【国土交通省】

福岡都市圏はもとより、九州全体の一体的な発展を促進していくためには、拠点間を結ぶ骨格となる都市高速道路や国道と、これらにアクセスする放射環状型の道路ネットワークが必要であります。

このため、道路整備の推進に不可欠である道路整備予算を安定的に確保し、幹線道路の着実な整備促進について提言いたします。

国道3号博多バイパスについては、平成30年3月の全線開通により、本市東部地域における交通の円滑化などの効果が発現されたものの、交通の要衝である下臼井交差点～空港口交差点間においては、著しい交通渋滞が発生しています。さらに、福岡空港の機能強化に伴う交通需要の増加が見込まれることから、同バイパス立体化の整備推進について提言いたします。

また、重要物流道路の整備及び道路の老朽化対策の財政支援についてあわせて提言いたします。



提言事項

(4) 無電柱化事業の推進

- ① 無電柱化推進計画事業に対する財政支援
- ② 電線共同溝のメンテナンスに対する補助制度の創設

【国土交通省】

福岡市では、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、昭和 61 年度より通算 7 期にわたる計画に基づき、無電柱化を推進してきましたが、特に近年、台風や豪雨等の災害で、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電・通信障害が全国で発生しており、無電柱化のより一層の推進が求められております。

そこで、国において、令和 3 年 5 月に新たな「無電柱化推進計画」が策定されたことを受け、福岡市においても令和 4 年 3 月に「福岡市無電柱化推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定し、無電柱化を推進しているところです。さらには、電線共同溝建設後、20 年以上が経過し、老朽化していく中、無電柱化の推進により、管理する電線共同溝もますます増加しており、電線共同溝を安全に保全していくためには、効率的な点検と計画的な補修が必要です。

つきましては、次の事項について、提言いたします。

- ・ 無電柱化推進計画に基づく事業を着実に実施するため、財政支援について、特段の配慮を講じること。
- ・ 道路メンテナンス事業補助制度の対象構造物に電線共同溝を加えるなど、電線共同溝の点検や修繕に対する新たな補助制度を創設すること。

提言事項

(5) 防災・減災、国土強靱化の推進

【国土交通省、農林水産省】

国においては、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和３年度から７年度までの「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（以下、５か年加速化対策）」として、重点的・集中的に対策を進められており、着々とその整備効果は現れているところです。

しかしながら、引き続き、近年の激甚化・頻発化する気象災害やインフラ老朽化等に計画的に対応していく必要があることから、５か年加速化対策の取組が着実に実施できるよう、当初予算の確保について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

また、５か年加速化対策完了後における国土強靱化に必要な予算について、通常予算と別枠での安定的・継続的な確保が講じられますよう、あわせて提言いたします。

提言事項

(6) 避難者情報を迅速に把握できる防災アプリの導入及び防災システム等の全国標準化

【デジタル庁、内閣府】

能登半島地震においては、指定避難所への避難のほか、在宅や車中泊など様々な形態での避難者が多数発生しましたが、行政として、その状況を把握することの難しさが改めて浮き彫りとなりました。

福岡市では、平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、避難者の状況を迅速に把握できる防災アプリ「ツナガル+（プラス）」を開発し、運用しております。

避難者の状況や支援ニーズを迅速に把握し、速やかな支援につなげることは全国自治体共通の願いであり、このような機能を備えたアプリの導入について、これまでも提言を行ってまいりましたが、能登半島地震の教訓を踏まえ、改めて、国主導による導入が極めて重要であると認識しております。

この度の地震では、国主導で導入された「物資調達・輸送等支援システム」が効率的な物資支援に威力を発揮したところであり、また、新たにＩＣカードを用いて避難者情報を把握するシステムが迅速に実装されるなど、様々な取組みが進められておりますが、今後の更なる事業推進の一環として、下記事項について提言いたします。

- ・ 指定避難所以外へ避難している人たちの状況や支援ニーズを迅速に把握できる防災アプリを、国主導により導入すること。
- ・ 大規模災害時に、他自治体職員による迅速・円滑な支援や、災害現場から国までの即時の情報共有ができるよう、災害対応業務及び利用する防災システムについて、国主導により全国標準化を進めること。

提言事項

(7) ため池に係る防災工事等の推進

【農林水産省】

決壊によってその周辺の区域に水害等の被害を及ぼすおそれがある農業用のため池については、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとしております。

防災工事等の推進に向けて、「劣化状況評価」や「地震・豪雨耐性評価」など実行計画策定にかかる費用については、全額国費による財政措置が講じられておりますが、防災工事等推進計画により推進を図るハード事業については市の負担が生じ、財政状況を圧迫することが想定されます。

つきましては、近年の激甚化・頻発化する気象災害等も踏まえたうえで、本取組が計画的に実施できるよう、防災工事等の予算の確保及びハード事業の国費の嵩上げについて、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

16 公共交通バリアフリー化の促進

提言事項

(1) 公共交通バリアフリー化に対する財政支援

【国土交通省】

福岡市においては、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、鉄道駅のバリアフリー化や、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助を行っております。

高齢者など誰もが安心して外出できる環境づくりや観光客をはじめとする来街者の受け入れ環境の充実など、今後も持続可能な社会の実現は重要であることから、引き続き公共交通のバリアフリー化に関する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



UDタクシーの導入



ノンステップバスの導入



鉄道駅のバリアフリー化

17 DXの推進

提言事項

(1) DXの推進

- ① データポータビリティの実現
- ② プッシュ型行政に向けた税情報などの柔軟な活用
- ③ 迅速で低コストの給付に向けた受領の意思確認の不要化
- ④ 国の法令に基づく対面による受付などの義務付けの早期見直し
- ⑤ マイナンバーカードの信頼の確保と財政的支援
- ⑥ マイナ保険証一体化の円滑な実施

【デジタル庁、総務省、厚生労働省】

DXについては、福岡市においても、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に推進しているところです。

国におきましても、「デジタル原則」を踏まえ令和6年6月までにアナログ規制を一掃するなど、取り組みを積極的に推進しているところですが、これからの時代にふさわしい行政サービスを提供する観点から、次の事項について、早期にご対応いただけるよう提言いたします。

- ・全国どこに移動しても、データの連携により自治体間で住民情報が引き継がれる「データポータビリティ」を実現すること。
そのため、まずは、情報連携が容易である同一市町村内の転居について、行政サービスごとの住所異動の届出が不要となるよう、関係法令を見直すこと。
- ・真に支援が必要な子ども・家庭などに対するアウトリーチ型の支援や、個々の住民が利用できる制度や手当などを適切なタイミングで案内する「プッシュ型」の行政サービスの提供が可能となるよう、自治体による税情報などの柔軟な活用を可能とすること。
- ・迅速で低コストの給付を実現するため、公金受取口座の登録を促進するとともに、特定公的給付に関する受領の意思確認を不要とすること。
- ・行政手続きのオンライン化を進める上で課題となっている、法令に基づく対面による受付などの義務付けを撤廃すること。
- ・デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの信頼を確保するとともに、カードの申請支援のみならず、住民からの制度への様々な問い合わせ対応など、現場で必要となっている支援に係る財政的支援を行うこと。
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進にあたっては、システム改修や機器導入等に係るコスト・トラブル対応等に係る手間・セキュリティ対策等の安全面について、保険者や医療機関等の負担軽減及び不安払拭を図ること。